

議案第100号

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民等の利便性の向上を図るため、情報通信技術を利用する方法により飼い主の判明しない犬を抑留している旨等を周知するために必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例（平成16年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「の掲示」を「その他規則で定める事項の公示」に改め、同条第3項中「掲示をした」を「公示を行った」に、「掲示の」を「公示の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。